

高校と地域で創る未来の学びプロジェクト事業実施要項

1 事業の趣旨

岡山県立高等学校教育体制整備実施計画を踏まえ、高校が自治体等との連携を更に強化するとともに、生徒募集に関する学校内外の意識改革を推進することにより、小規模校等の魅力化・特色化を進め、地元中学生の都市部への流出抑制と県内外からの志願者増を図る。

2 事業の内容

- (1) 全国募集の実施要件を満たす高校のうち、既に地元自治体から一定の支援を得ている高校を「指定校」とし、全国的な高校の魅力化の知見を有する外部団体からの支援を受けながら、効果的な組織を構築し、カリキュラム開発や教育環境整備等を進める。
- (2) 高等学校魅力化推進事業リージョナルモデルの第2期以降の高校及び令和4年度に新たに第1学年の生徒募集定員が3学級の高校を「準指定校」とし、コーディネーターの配置及び地域連携組織の設置により、地域連携を強化する。
- (3) 高等学校魅力化推進事業リージョナルモデルの第1期以降の高校のうち、令和5年度に「指定校」及び「準指定校」として指定されていない高校を新たに「準指定校（拡充枠）」とし、コーディネーターの配置及び地域連携組織の設置により、地域連携を強化する。

3 業務の委託

県教育委員会は、指定校が地域の実態に即した取組を効果的に進めるため、本事業に係る支援業務を外部団体（以下「受託者」という。）に委託する。委託する業務の内容はこの要項に定めるもののほか、別に定める業務委託要項のとおりとする。

4 事業の詳細

(1) 実施校

県教育委員会は、指定校として3校、準指定校として3校、及び準指定校（拡充枠）として2校をそれぞれ指定する。指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）は、別表のとおりとする。

(2) 指定期間

別表のとおりとする。

(3) 事業の進め方

ア 事業計画書の作成

指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）は、各年度の事業計画書を作成し、高校魅力化推進室長あてに提出するものとする。その際、事業内容等を示す体系図等、参考資料があれば添付するものとする。事業計画書には、(4)にある内容を含める。

イ 事業の報告等

指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）は、高校生探究フォーラムにて活動報告を行うとともに、各年度末に事業報告書を作成し、高校魅力化推進室長あてに提出するものとする。また、高校魅力化推進室長の求めに応じて、随時事業の実施状況等を報告するものとする。

ウ 指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）への支援

受託者は、指定校における取組が円滑に行われるよう必要な指導・助言を行うとともに、県教育委員会は、受託者から得られた情報等を踏まえて指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）に対して支援を行う。

エ 全県への普及

県教育委員会は、本事業を通して得られた魅力化・特色化に関する情報を、他の県立高校等へ提供する機会を設ける。

(4) 内容

ア 指定校

(ア) 研究テーマ

受託者等の支援による効果的な連携組織の構築やカリキュラム開発など

(イ) 研究体制

研究を進めていく上での校内組織並びに地域連携組織、地域協働活動コーディネーター及び受託者など

(ウ) 研究内容

- a 地域と連携した高校の魅力化・特色化に向けた取組
(地域の産業や文化、地域課題解決に関する探究的な学習など)
- b 地元自治体等からの高校への支援方策
- c 学校と地域をつなぐ人材(地域協働活動コーディネーター)の在り方
- d 地元からの進学率の向上方策
- e 地元以外(県内都市部や全国)からの進学率の向上方策
- f 学校の魅力や取組の情報発信・広報の充実
- g 事業終了後の取組の継続性
- h その他

(エ) 研究方法

- a 地域資源を活かした魅力的なカリキュラムの開発・充実
- b 先進県視察
- c 効果的な地域連携組織の構築
- d 受託者による教職員等への研修
- e その他

イ 準指定校及び準指定校(拡充枠)

(ア) 研究テーマ

地域協働活動コーディネーター及び地域連携組織の設置による地域連携の強化

(イ) 研究体制

研究を進めていく上での校内組織並びに地域連携組織及び地域協働活動コーディネーターなど

(ウ) 研究内容

- a 地域と連携した高校の魅力化・特色化に向けた取組
(地域の産業や文化、地域課題解決に関する探究的な学習など)
- b 地元自治体等からの高校への支援方策
- c 学校と地域をつなぐ人材(地域協働活動コーディネーター)の在り方
- d 進学率の向上方策
- e 学校の魅力や取組の情報発信・広報の充実
- f 事業終了後の取組の継続性
- g その他

(エ) 研究方法

- a 教育内容についてのニーズ把握
- b 地域連携組織の充実

c その他

(5) 受託者の活用（指定校のみ）

指定校は受託者から指導・助言を受ける。また受託者は必要に応じて、先進事例の紹介や、研修・ワークショップの実施、現地訪問等を行う。

(6) 地域連携組織

指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）は、実施校及び地元自治体、企業、大学、NPO法人等からなる地域連携組織を置き、会議を年3回程度開催し、地域との連携の在り方等を研究し、教育内容の質の確保・向上に向けた高校の魅力化・特色化を推進する。

(7) 地域協働活動コーディネーター

指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）は、地域協働活動コーディネーターを置き、地域と協働した教育活動を推進する。

その人選は実施校が年度毎に行う。実施校は任用具申書、履歴書、健康診断書を高校魅力化推進室長あてに提出し、県教育委員会が選考及び任用を行う。ただし、地元自治体等が独自に、実施校に対して地域と協働した教育活動を推進するコーディネーターを配置する場合や、実施校が、地域と協働した教育活動を目的として、実施校と地域とのコーディネート業務を団体等に委託する場合については、この限りではない。

ア 職務

岡山県教育委員会の命を受け、法令及び条例等の定め並びに校長の指示に従い、次に掲げる職務を行う。

(ア) 指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）が実施する教育活動に対して、事業の趣旨に沿った提案や実施の補助を行うこと。

(イ) 自治体、企業、大学、NPO等の外部機関と連携した教育活動を実施する際に、外部機関との連絡・調整を行うこと。

(ウ) 指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）が設置する地域連携組織の会議へ参加すること。
また、地域連携組織に係る業務の補助を行うこと。

(エ) その他教育委員会が必要と認める事項

イ 任用期間

任用の日から同日の属する年度の末日までの間で設定（指定校は年間312時間以内、準指定校は年間372時間以内）

ウ 資格

資格の有無は問わない。

エ 任用、報酬、勤務形態その他の勤務条件等

別に定める「地域協働活動コーディネーター設置要綱」による。

(8) 評価指標の設定

指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）は、目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した評価指標を設定し、毎年度の実績値を高校魅力化推進室長あてに報告するものとする。

5 経費

(1) 指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）への支援

県教育委員会は指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）に予算を配分し、予算の範囲内で、事業の実施に要する経費を支出する。

(2) 対象範囲等

指定校、準指定校及び準指定校（拡充枠）で作成する事業計画書に基づき、高等学校の魅力化

・特色化に資する活動経費として適当と認められるものとする。ただし、施設・設備の維持管理及び修繕に係る経費は対象としない。

(3) 支出科目

対象とする支出科目は、原則として次のとおりとする。

ア 指定校

報酬 共済費 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助及び交付金

イ 準指定校

報酬 共済費 報償費 旅費 需用費 役務費

(4) 適正な執行の確保

執行に当たっては、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）その他の規定に基づき、適正に処理するものとする。

6 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、高校魅力化推進室長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| | 期間 | 校名 |
|---------------|-------------|------------------|
| 指定校 | 令和4年度～令和5年度 | 勝山（蒜山校地）、和気閑谷、矢掛 |
| 準指定校 | 令和4年度 | 邑久、林野 |
| | 令和4年度～令和5年度 | 岡山御津、真庭、勝間田 |
| 準指定校 (拡充枠) | 令和5年度 | 邑久、林野 |